

事務連絡  
令和2年3月2日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部

御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難である  
と認められる場合の休暇の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて、別紙のとおり、令和2年3月1日付け総行公第34号にて通知されておりますのでお知らせいたします。

各消防本部においては、引き続き、地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組をお願いいたします。

また、昨日、政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第16回）」が開催され、安倍内閣総理大臣より、感染リスクを防ぐための対策等について発言がありましたので、併せてお知らせいたします。詳細は、下記のURLをご確認ください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきま  
すようお願いいたします。

(総理の一日)

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/01corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/01corona.html)

連絡先  
消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井  
電話：03-5253-7522  
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

總 行 公 第 34 号  
令和 2 年 3 月 1 日

各 都 道 府 縿 知 事  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 長  
(人事担当課扱い)  
各 人 事 委 員 会 委 員 長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難である  
と認められる場合の休暇の取扱いについて

標記について、人事院から各府省に対し、別添のとおり新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等の臨時休業の要請等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いが通知されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本通知を参考にしていただき適切に対応いただくようお願いいたします。引き続き、職員の柔軟な勤務態勢を確保していただくとともに、休暇の取得についても格段の御配慮をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部  
公務員課公務員第四係  
電 話 03-5253-5544 (直通)

職 職 — 1 0 4

令和 2 年 3 月 1 日

各府省官房長 殿

人事院事務総局職員福祉局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく  
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 2 5 日新型コロナウ  
イルス感染症対策本部決定）及び令和 2 年 2 月 2 7 日の新型コロナウイルス感染  
症対策本部において内閣總理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別  
支援学校の臨時休業の要請等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認め  
られる場合の休暇の取扱いについては、下記の事項に留意してください。

#### 記

当分の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、人事院規則 1 5—1 4 （  
職員の勤務時間、休日及び休暇）第 2 2 条第 1 項第 1 7 号の休暇（非常勤職員に  
あっては、人事院規則 1 5—1 5 （非常勤職員の勤務時間及び休暇）第 4 条第 1  
項第 4 号の休暇）に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合  
と取り扱って差し支えない。

1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定  
する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条において準用する検疫法（昭  
和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留の対象となった場

合

- 2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

以 上